

清代の銓選

——外補制の成立——

近 藤 秀 樹

まえがき

一、外補制の成立前の状態(部選)

二、外補の創始

分發委署試用人員

調缺の制定と外補の創始

三、題缺の制定と外補の法制化

むすび

まえがき

近世中國において、官僚となるには、科擧に合格して進士になることが、官界での陞進も速く、また誇りある方法であつた。幾段階かの試験を一つひとつ突破して、最後に殿試に合格し、はじめて天子より「進士」の稱號を賦與されるが、しかし進士はそのまま直ちに「官」なのではない。一甲三名の進士たちが、殿試合格發表の日に、即日、翰林

院修撰・同編修等の官職を授けられる(榜下授職)のを除いて、他の進士たちは「進士出身」という「官」になることのできる資格を與えられるにすぎないのである。この資格を與えられたにとどまる進士たちが、一人ひとり、その目的の官界に實際に登場するのは、さらに略々定數ある官界のポスト(缺)が空くのを待つてからのことである。従つて科擧合格者たる進士は、漸くにして官界登場の入口に到達した、いわば官僚豫備軍とでもいうべきものである。

進士のこのような官僚豫備軍的性格は、現在わが國でとられてゐる國家公務員試験の合格者の性格に近似してゐる。公務員試験合格者の資格期限が一年ごとに更新されるのに對して、進士のそれが終生のものである點にも大きな違いはあるが、より根本的な相違は、ともに官僚豫備軍的性格

をもつていながら、公務員試験の合格者が、現今の官界への就職困難を見越せば、未練なく他の職業に鞍がえするの比して、當時の中國の進士たちの多くは、いつまでも辛抱よく、時にはその死にいたるまでも初志を捨てずに官界の入口にたちつくして、官界就職の機会をうかがつた點にこそあるであらう。この相違が、當時の中國にあつて、官界というものが社會に占めた役割りの特異性を物語る。

とはいへ、官界の現役組と豫備軍との關係は、所詮、需要と供給の關係にある點では、今も昔もかわりない。すでに缺の数が略々一定しておれば、官界の需要も略々一定しているわけで、一人の現役が退いて、一つの缺が空かない限り、豫備軍から現役に轉ずることはむづかしい道理である。この間にあつて、兩者の需要と供給の關係を加減するのが、獨裁君主である。獨裁君主たる者は、常に兩者に目を配つて、適度な新陳代謝をおこなない、その「施恩」に偏る所がないように注意しておらねばならない。というのは、官僚が官僚たることの身分保障は、獨裁君主の「恩寵」より出るものである、というのが、近世中國の考え方である。従つて、新陳代謝が餘りに激しくは、現役組から不満が

であるであらうし、逆に餘りに緩慢にすぎれば、冷飯組の豫備軍が文句をいうので、この間の人爲的な緩急のかねあいがあるが、なかなか難しい。龍大な官界を相手にまわして、どこまでこの新陳代謝を思うままに運営できるかということ、獨裁君主の支配力のバロメーターであるし、逆に、この緩急の度合は、官界の獨裁君主への忠誠度のバロメーターでもある。この新陳代謝の操作——「銓選・銓政」が、近世中國において占めた比重は、さほどに大きかつたと考へるのである。

ところで、國初においては、むしろ不足をかこつた官僚の補充が、一應の安定期に達してひとわたり充足されると、やがては官界の新陳代謝が鈍つてきて、ついには供給過剩の状態(銓選の壅滯)を呈し、王朝そのものが官界から見離されて滅亡してしまふ、といつた變遷が、各王朝にみられる「繰返し」^{リベンジ}である。本稿が問題にする清朝の末期には、進士でさえも終生官職に就くことができないう状態にまで銓選は壅滯した。清朝もこのリフレインの模範的ケースを呈示こそすれ、その例外ではなかつたのであるが、しかし、清末の「官場現形記」的腐敗、督撫權力の異常な増長、清

朝滅亡後の軍閥政權の跋扈等は、このようなりフレインの變遷のなかで、清朝を最後に獨裁君主制を支えてきた官僚組織に終焉をもたらすような要因が準備されてきたのではないかと考えさせるのである。王朝は幾度か交代し、獨裁君主は幾代か轉變したが、それを戴く官僚組織は不死身であつた。かかる官僚組織に、ついにその變身を迫つたものが何であつたか。それを探らうとするのが私の狙いであるが、本稿では、雍正帝が創始し、乾隆帝の手で法制化された「外補の制」を通してその一端に觸れてみた。

本稿のとり扱う雍正時代の研究については、雍正硃批論旨研究班の総合的研究による諸成果が、逐時公けにされている。本稿の論旨は、これら諸業績に負う所が大きい。先に記して感謝の意を表するとともに、先學諸賢の御教正を乞う次第である。

一 外補の制成立前の状態(部選)

清朝の銓選制度は、多少の異同はあつたが、ほとんど前代の明朝の制を模倣して出發し、そのまま康熙の末年に及んでいる。まず、この時期の銓選の概略について述べよう。

殿試合格後の進士のうち、先述した榜下授職の三名と、「館選」により翰林院庶吉士に選ばれた者以外は、多くは將來「知縣」になる資格を與えられる。彼等は、その姓名と進士合格の成績順とを中央北京の吏部(文選司)に登録すると、一旦、自分の原籍に歸ることになる。彼等はその原籍にあつて知縣の缺に欠員ができ、中央の吏部から呼び出しがかかるのを待つてゐるわけである(回籍候選)。

一方、吏部は全ての官僚の銓選事務をとり扱うが、そのとり扱い方には、官の品級に従つて區別がある。外官の場合、道員以下知縣までの官は、毎月の定例人事異動によつて、その出所進退を事務的に處理することになつてゐる(月選・部選)。この定例の人事異動たる月選が、いつごろに始つたものであるか、今はその淵源を明かにすることができないが、明代にはすでに行われており(明史選)、清朝のそれは明制に倣つたものである。

月選はその月にとり扱う人事異動の性格によつて、雙月(偶數月)大選と單月(奇數月)急選とに分かれる。閏月及び京官・外官の勤務評定たる京察・大計を行う月は、それぞれ月選事務を停止するが、その他の月には、大選か急

選のいずれかが行われるわけである。大選・急選の別を乾隆會典五部吏「月選」の記載により要約すると

大選— 廕監・教習・肆業・議敘・考職・雜職等各班の銓選

急選— 行取・外轉・服滿・開復・降補・七品京官・鹽場期滿等各班の銓選

に分かれ、この他に大選・急選の別なく毎月行われるものとして

學習進士・散館庶吉士・進士・舉人・俸滿教職・捐納・明通等各班

がある。ここで採りあげている回籍候選の進士は、最後の「進士班」に登録されているわけである。もつとも、進士班が雙單月を問わずに銓選が行われるようになったのは、雍正二年から後のことであつて、それまでは、雙月大選にしか行われていなかった（皇朝文獻通考五（乾隆元年條））。乾隆會典は、その改訂後の規定を記載しているわけである。

月選は、雙單月いずれもその月の二十五日に新人事の發令が行われるように運営される。吏部では、それに先立つて、毎月二十日をもつて前後を劃し、二十日以前に地方の

督撫から缺員を報じてきた分をその月に補充すべき缺とし、それ以後に到着した分は次の月選にて補充すべき分として残しておく（截缺）。

二十日截缺の後、吏部の司官・堂官によつて順次に會議が行われ（司議・堂議）、その月分に補充すべき缺數とこれに補充する有資格者の員數とが照合されて、最終的に名簿（敘單・序單）が決定される（出敘）。ただ、ここで注意すべきことは、敘單では、例えば「知州には某・某等」「知縣には某・某等」とまでは記載されてあつたであろうが、「某知州には某」「某知縣には某」と個別的に缺と人とを結びつけた記載はなされておらなかつた、ということである。この缺と人とを個別的に結びつける操作は、後述する「掣籤」によつて決定するのである。

先に回籍候選している進士たちには、順番がま近になると吏部からの呼び出しが行われる（截取）。この呼び出しを受けたならば、原籍地方官が確認した「親供」（清國行政法（壹ノ下參照））を用意し、さらに原籍地方の督撫の「赴選咨」を受領した上で出京し、京師では同じ目的で上京してきている候選者の間の「互結」を添えて、これらの文書を吏部に提出せね

ばならない(投供)。こうして候選者も出京し、文書も誤りなく吏部に提出すみになつた状態を「人文到部」と稱するが、これから以後、候選者は「在部候選」ということになる。もつとも清初には、屢々、人文到部↓在部候選という手續きが省かれており、原籍から直接に指定された任地へ赴任する法(寄憑の法)⁽¹⁾が採られていたが、康熙八年、寄憑の法の弊害に鑑みて、人文到部させることに落ち着いてからは、清末までこの法が遵守された。

彼單の整備が終つて二十四日、吏部堂で「過堂」——候選者と吏部堂官の面接——がすむと、いよいよ二十五日に「掣籤」が行われる。

掣籤の法は、明の萬曆年間、當時吏部尙書であつた孫丕揚が、權貴の請托に苦しみ、この弊害を除こうとして、それまで行われてきた「拈鬮の法」(内容)に代つて創始したものとされる(明史選舉志二、明史孫丕揚傳)。明代の掣籤のやり方については、陔餘叢考卷二六「吏部掣籤」や古今治平略卷一六「國朝銓選」等にその一端を傳えるが、ここでは清朝になつてできた福惠全書卷一の記載によつてそのやり方を紹介しよう(清國行政)。(法既引)。

掣籤日。黎明。由東長安門入。文職。於天安門外東邊候掣。吏部堂司至。名籤筒一。置大堂案前。缺籤筒一。置掣卓上。先唱名籤。後掣缺籤。拈着便是。不可停留混攪。致官呵叱。掣著本省缺應迴避者。許本官另掣。其先籤。送堂換封。再入筒。聽他員掣。

これによつて見るに、掣籤のやり方は、頗る機械的であつて、その間に人爲的な奸策を施す隙は全くみあたらない。喧しくいわれる迴避の制も、掣籤の場合に呆氣ないほど事務的に處理されるのである。

こうして吏部堂官・司官の立ち會ひのもとで、掣籤によつて一人ひとりの赴くべき缺が決定するわけである。康熙五十三年からは、この掣籤のあと午門の前で、九卿・科・道・詹事の各官によつて面接試験が行われるようになった(月官考驗)。この月官(月選官)の謂)考驗は、ただ容貌・衣冠・應對などを形式的にみるだけのものであつて、この期に及んでその資格を奪われることはほとんどない。この月官考驗を終つてあらためて天子に引見され、正式に官僚として認められると、新任官僚は吏部の「赴任文憑」を携えて、勇躍そのめざす任地に散つていく。官僚豫備軍たる進士は、

概略、以上のような経過をたどつて、はじめて目的の官界に登場し、官僚の現役組に轉することができるのである。

これまで述べてきたのは、豫備軍から現役に轉ずる際の手続きであるが、さらに現役組の人事異動も、外官の場合、道員に陞任するまでは、同じように月選によつて操作される。

雍正會典一〇「漢缺銓選總例」凡外職引見。……(康熙)五十二年。……其在外論俸推陞官員。道府以下知縣以上。陞補時。由部掣籤得缺之後。即行文該督撫。令其引見。伊等所遺之缺。照例開缺。歸單月銓補。

右の規定は引見についての規定であるので、直接に陞任の際の銓選操作を記載したものではない。しかし傍點の箇所から知られるように、道員より知縣に至る外官にして、任期満ちて陞任の資格あるものは、吏部によつて掣籤し、それが新任の缺の決定をみた後に、その所屬する督撫に通知し、來京引見の上で、新しい官職に陞任していく、という手續を経るものである。

以上述べてきた所を綜合すると、進士が官界に登場して

いく過程、登場した後に(現實にはそうすらすと陞任していくかどうかは別問題として)知縣から道員まで陞任していく過程、この二つの過程の銓選は、吏部の月選を通じて極めて機械的に處理されていた、ということがいえよう。また、特に後者の銓選が、常に獨裁君主膝下の中央吏部を媒介として行われていた點に、銓選における獨裁君主制的中央集權制のもつている意味を汲みとることができる。

二 外補の創始

前章に述べてきた、中央吏部を中心とした秩序井然たる銓選法式は、雍正帝の即位により種々の變革が加えられるようになる。「中國近世の獨裁君主制の理念を體現し、世界の歴史においても稀にみる獨裁天子」たる雍正帝が、その治世の最初に當面した課題が、不死身の官僚組織を隅なく掩つていた朋黨比周の弊の打破にあつたことは、宮崎教授の強調された所である。帝獨特の「奏摺政治」が産みだされてきたのも、この弊害の除去に目的があつたことだつたのであるが、所詮、法は人にありである。彼が即位の當初から如何に人材を得ることに努力したかは、これまで

夙に知られている所でもある。實力第一を標榜する雍正帝のもとにおいて、異例の拔擢、破格の陞任がどしどし行われたが、銓選の面全體を通じて如何なる變革が行われていたか、次にそれをみていこう。

月選における進士班の雙單月選用が雍正帝によつてなされたことについては先述したが、その他に銓選における帝の改革の主なものを列擧するならば、次のようなものがある。

朝考の創設。宋代らしい「殿試無黜」として形式に墮していた殿試の後に、さらに天子の親試する朝考を設け、これまでは各省に均分して採つてきた翰林院庶吉士の選用を省の枠にとられぬ實力主義に改めて、獨裁君主による「欽選」の意圖を強化したこと。

六部額外主事の授職。科擧合格の進士のうち成績優秀な者を選抜し、中央六部の事務見習に選用し、これまで行われてきた六部官僚の翰林院からの供給を改めて、眞に部務に堪能な六部官僚の養成をはかつたこと。序にえば、この六部額外主事に選ばれることは、その後もひきつがれて、翰林院庶吉士の選用について進士にとつては榮譽ある選用

と看做された（郎潛紀
聞卷八）。

即用知縣の授職。進士合格者のうちで、老齡に及んで漸くこの榮に浴した者は、別に一班（新進士班）をつくつて進士班とは別個に選用を行い、優先的に官界登場の便宜を講じたこと。

改教の例の創設。これまでは進士の自發的志願にまかされていた教職への選用を、月官考驗の際において強制的なものとし、官僚としての能力を缺く進士を官界登場前に淘汰する處置を講じたこと。

これらの處置は、いずれも清末まで遵守された諸改革であるが、その後代への影響という點で最も重視されねばならないのは、次に述べる「試用人員分發の制」と「外補の創始」とであろう。

△分發委署試用人員▽

試用人員（分發委署試用人員地方官僚事務見習）は、吏部が月選によつて銓選事務を一括して管轄運營する所から生ずる「署事官員」の弊を除こうとする意圖が直接の動機になつて設けられるようになったものである。吏部月選による銓選は、一見して極めて體系的であり、また能率的にもみ

えるが、これが實際の運用となると、必ずしも能率的ではない缺陷があつた。それは毎月一回、しかも廣大な中國に散在する全官僚の銓選を北京一箇所でとりまとめて行う月選では、新任の官が決定するまでに時間がかかりすぎるといふ點にあつた。このために雲南等の遠省では、ともすると半歳もの間、新任官が到任しないという状態であつた（雍正硃批諭旨九・鄂爾泰・五年三月二四日）。このプランクを埋めるために、遠方の各省では、現任の官をかりてきて空缺を兼任させるのであるが、この署事官の任命は、その地方の上司の權限で適宜に行うことになつており、一定の明文化された規定がない。ここに署事官の任命をめぐつて、種々の弊害が生ずることになる。

硃批諭旨九・鄂爾泰・二年七月二四日。凡府州縣缺出。鑽謀署印者。爭先恐後。不肖大吏。以此居奇。視耗羨之多寡。定賄賂之重輕。而被委之官。原期藉此獲利。既所費已多。且爲時不久。遂至百計營私。而侵奪害民。無所不至。

これが署事官員の弊害である。また普通新舊官僚の交代にあつては、兩者たちあいの上で、そのひき繼ぐべき帳

簿と實際の現状とを照合し、誤りのないのを確認した上で事務をひき繼ぐ（交盤）必要があり、「交盤は新任官到任後の第一の要務である」（田文鏡・聖諭條例）とされている。しかしこれら遠方の各省では、新任官が到任するころには、前任者はすでにそこから去つていておらず、事務ひき繼ぎが「當不能一一交手」（皇朝經世文編卷一七）ということになる。そしてその間にはさまざまの署事の官は、上述のように、上司との不正な恠れあいので就任するのであるから、いざ新任官が到任して事務ひき繼ぎの段になると、勝手知つたる上司が「往往押勒後官。接受交盤」（雍正硃批諭旨一・楊宗仁・元年五月一五日）させて、不正を鵜呑みにしたまま事務ひき繼ぎを終らせることになる。こうして地方政治は不正を内包したまま歪められていく。概略、これが署事の官にまつわる弊害である。即位の二年目、雍正帝はこの弊害に對する帝の腹案を示して吏部に諮問している。

雍正實錄 二年秋七月己酉。諭吏部。遠省州縣員缺。舊例部選月官。領憑赴任。每至需遲累月。甚而懸缺日久。署印屢易其官。以致遺悞地方不少。朕意將揀選舉人選期尙遠者挑選。命任各省。聽候缺出。委用署事。

至應選時。仍來京候選。……兩部可定議具奏。

雍正帝の案では、選用するまでまだ間のある揀選の擧人を遠省に配置し、専ら新舊交代の際に生ずる署事官に充てよう、というものである。これに對する吏部の答申が右の引用文につづいている。

尋議。會試後。下第擧人。應取具同鄉京官印結。吏部揀選引見。發往雲貴川廣五省。委署試用。如果才守兼優。著有實效。該督撫保題。於本省補用。平常者。咨部請旨。有情願會試者聽。從之。

吏部の答申は、ほほ雍正帝の原案を確認したにすぎないものであつたが、ただ注意すべき相違點がある。それは次の點である。雍正帝の原案が、これら委署試用後の擧人を實際の官へ選用する場合は、從來通りに中央吏部に呼び戻し、月選によつて行おうとするのに對して、吏部の答申は、署事に委用し、試用してみた結果、成績優秀で實効をあげた者は、そのまま督撫の保舉題請によつて任地で補用しよう（實官を與えよう）という點にある。雍正帝の中央集權主義に對して、吏部の答申は、條件つきではあるが、現地採用主義である。現地採用という限りでは、この結

果、雲南・四川・貴州・廣西・廣東の遠方各省で、官界登場の入口がもう一つづつ設けられることになり、中央吏部の銓選事務を一部地方に移讓する結果になる。この相違が、やがて外補の制の創始にまで及ぶのであるが、吏部の答申が雍正帝によりどの程度まで反芻されて裁可されるに至つたのか、この引用文から直接には窺い知ることができない。

しかし雍正帝がこの答申を裁可するには、彼にとつて一つの「踏み切り」が必要だつたのではないかと考えられる。というのは、これまで雍正帝は試用人員の派遣については、極めて警戒的な態度をとつてきており、たとえ派遣せざるをえない場合でも、必要やむをえない臨時の處置と考へていたからである。例えば、雍正二年正月、直隸總督李維鈞が、試用人員の派遣を請うてきたのに返事を與えて、

雍正硃批諭旨一・李維鈞・二年正月二十七日硃批。直隸咫尺京師。無懸缺久待之慮。……即遠省揀發人員。

亦不過暫時權宜。止一二次而已。非爲常例也。

といい、京師に近い直省では、署事の官を設けねばならない道理がないからという理由で、試用人員の派遣をゆるし

ていない。また、河南巡撫石文焯が黄河の修築工事に出張する現役官僚の留守の間、署事官が不足するからと試用人員の派遣を請うてきたのに對しても、次のようにいつてゆるしていない。

雍正硃批諭旨四・石文焯・二年正月二二日硃批。近省不比邊方。李維鈞・黃炳(註山)皆奏過。俱未准行。

雍正帝がこれらの要請を斥けている理由は、署事の官は近省において不必要であり、遠省の例を適用すべきではない、というにある。右の引用文でも知れるように、事實この頃まで近省に對しては試用人員の派遣は行われていない。しかし、雍正帝の拒絶の眞意が、實は他にあつたことが次の彼自身の言葉の中から引き出してこれると思う。次に引く硃批諭旨は、遠方五省への試用人員派遣が定例化された(七月)のと前後して、河南布政司田文鏡の要請を容れ、初めて近省たる河南省に試用人員を派遣することをゆるした際のものである。

雍正硃批諭旨一〇・田文鏡・二年六月二二日硃批。據奏。地方乏員料理。候朕揀選發往。從來未准該撫(石文焯)所請。今乃依汝所奏。非薄於巡撫而獨厚於藩司也。蓋念。

豫省向日綱領未舉。吏治淆混。縱令能員前來。亦無裨補。目今氣象似覺改觀。應需才幹之吏。以助不逮。以供調遣。故爾允行。

布政司田文鏡の上奏の理由が、前の巡撫石文焯のそれと全く同じものであつたにもかかわらず、前には拒絶し、今は容認するという雍正帝の試用人員派遣に對する方針轉換の理由は、ここでは、それを受け容れる側の河南省の官紀振肅の度合如何に求められている。とするならば、これまでの雍正帝の派遣拒否の眞意は別にあつたといわねばならない。事實、この歳二月、田文鏡を布政司に迎えた後の河南省では、官紀の肅清に觀るべきものがあつたといわれる(東洋史研究一五ノ四、荒木敏)。雍正二年の罷考事件と田文鏡(一)。近省であるから署事の官は不必要である、とする雍正帝のこれまでの拒絶の理由は、その實は表向きのものであつて、その眞意はむやみに試用人員を紊亂した地方官界の中に野放しすることを懸念したものであつたのである。官界の惡風——朋黨比周の弊に染つていないという意味では、いわば純心無垢なこれら試用人員を、そのまま天子の膝下をはなれた地方官界から官界に登場させることは好ましいことではなかつた。ましてや

その試用人員が、そのまま現地で實官に補用されることにもなれば、官僚の咽喉を扼するはずの銓選權が、その官界登場の初めにおいて獨裁君主の手から抜け落ちていくことも懸念されるのである。

しかし、やむをえざる權宜の處置からでて遠方五省への試用人員派遣を定例化し、さらには股肱とたのむ田文鏡の要請を容れて河南省に試用人員を派遣することに踏み切つた後の雍正帝は、これまでの消極的な拒絶の態度から積極的な態度に轉じ、雍正三年、年羹堯一派の朋黨を誅戮して四川・陝西兩省の官紀を肅清する際には、在部の候選・候補者の中から人材を拔擢し、これらを試用人員として兩省に派遣し清新な空氣を注入することまでやつている(雍正實錄三年六月癸巳の條)。その後も試用人員は各地に派遣されており、「各省俱に試用人員を發有せられる」(雍正硃批諭旨一・王柔一九枚裏)。状態になり、時とすると各省からの懇請が多すぎて、派遣のための人材が拂底するほどであつた(雍正硃批諭旨一三・李衛・九年四月初二日)。

皇朝經世文編卷一五・李紱「條陳用人三法節子」。聖

祖皇帝六十餘年。從未揀選分發。天下未嘗不治。此分

發人員之法。斷宜停止。以省章奏。……

この試用人員分發の法は、全く雍正帝の創始したものであつた。この法は以後清末まで繼承される。これら試用人員は「在外候補」と呼ばれ、これまでの「在部候選」「在部候補」と區別される。日本では普通に「候補」といえば殆んどこの「在外候補」を指して考えられていたようであるが、その出現はあまり古い時代のことではないことがこれによつて知られることと思ふ。

△調缺の制定と外補の創始▽

次に外補の制に移ろう。遠方五省の試用人員の實官への補用が、派遣された現地においてなされるように定例化されたことは前述した通りである。繰り返えしていえば、このことは、從來官界へ登場する入口は吏部の月選一つでしかなかつたのを、遠方五省に限つて、各省に一つずつその入口を増設したことを意味する。しかし、全ての空缺は吏部の月選に絞つて補充するたてまえである以上、月官が到任するまでの署事を委託する目的で派遣されている試用人員の官界登場の入口は、これを何處に設けるか、即ち、如何なる空缺から試用人員を實官に補用してやるかが當然問題となる。後に全國各省に徧く配置されるようになった試

用人員についても、問題は同じことである。この問題を解決したのが、ここで述べる外補の制であるが、しかし、試用人員のための官界登場の入口を設けることが目的で外補の制が成立したのではない。その成立を促した原因は、やはり月選の缺陷を救うことにあつた。

その缺陷は掣籤の法にあつた。全く機械的に人と缺とを結びつけるこの方法は、確かに權貴の請托を排する點では公平無私なやり方であるが、反面、適所適材主義がそこなわれて悪平等をもたらす嫌いがある。人の能力には優劣があり、缺の性格にはいわゆる「繁簡」の輕重がある。「簡缺與不勝外任。相去止差一間」(乾隆東華續錄四)とまでいわれる簡缺と、庶務輻輳する繁缺との間の差を無視し、これまたその能力に千差萬別ある官僚を、一律に掣籤で機械的に配置することは、「缺のために人を擇び」(日知錄卷八)「地に因つて宜しきを制する」ことを目的とする銓選の趣旨とは全くあい反するものであるといわねばならない。掣籤の法のこの缺陷は、すでに顧炎武なども指摘するところであり(選補)、明代、人々は掣籤による機械的な銓選運用を諷つて、吏部を「籤部」と綽名したという(春明夢餘 錄卷三四)。

すでに明代から、この弊を矯めるために、田糧の多寡に應じて缺の繁簡を定め、互いにその官を交換して適材適所をはかる、いわゆる「調繁調簡の法」が講じられてはいた(明史選 舉志三)。しかし、その運用には一定の明文がなく、地方督撫の自由裁量に委ねられていたために、雍正帝即位のころには、「調繁調簡。流弊相沿。竟爲督撫射利之藪」(雍正硃批 郭銜・六年三月 一九日硃批論旨)という状態であつた。このため雍正帝はできるだけ調繁調簡は許可しない方針であつたが、さりとて

それに代る良法も持ちあわせず「常に氣にはかけているが、どうもこれといった定法がない」と洩らしている(雍正硃批 硃批 論旨前引)。

これといった良法はなかつたが、やがて調繁調簡の法を一步進めてとられた方法が、繁缺が空いた場合には、すでに地方行政事務の經驗をもつている現役の官をその缺に横すべりさせ(調補)、それによつて生じた空缺を實務未經験者たる月官をもつて補充するやり方であつた。

雍正硃批論旨五・呂耀會・七年二月一六日。再查。直省地方。有要缺・中缺・簡缺。……盤錯之地。必須語練之員。與其用新進之人。不如用歷試之人。請勅各

省督撫。將該管地方。分作要中簡三等。預爲奏明。如遇要缺。則於中簡之中。擇才守兼優者。一面題達。即

一面調補。所謂之缺。或歸部選。或以部發人員補用。

(硃批) 近年以來。凡遇緊要缺出。率皆如此補用。

雍正七年當時、すでに緊要の缺たる繁缺は、かかる方法によつて補充していることを雍正帝自から認めているが、やがてこの方法は、雍正九年、全國地方員缺の登録をまつて、「外補の制」として定制化されるのである。

右に引用した奏摺で、呂耀曾は「繁・中・簡」三種による缺の登録を建議しているが、缺の登録のためには、これよりも先に、すでに雍正六年に廣西布政使郭銜の建言が採用されている。雍正帝が外補の制を創始するには、この郭銜の建議が大きな推進力になつたと考えられる。その意圖するところ、呂耀曾のそれと同じであるが、さらに委曲をつくして月選掣籤の缺陷を述べているので左に引用しよう。

雍正硃批諭旨一五・郭銜・六年三月一九日。竊惟。州縣地方。本有大小之異。而居官才具。實有長短之分。

……緣州縣官員。大半係初登仕籍。其平日未嘗經練。故人與地相當之處。未能懸定。一旦憑籤掣缺。縱有才

能出來者。無由區別。或以庸員而得要地。

そこで郭銜の創案したのが「衝・繁・疲・難」の四種に缺を分類して登録する方法である。右につづけていう。

查。州縣要缺之必需賢員者。共有四等。一地當孔道者爲衝。一政務紛紜者爲繁。一賦多逋欠者爲疲。一民刁俗悍命盜案多者爲難。就此四等之中。有專者。有兼者。有四等俱全者。

即ち、交通頻繁なることを衝、政治業務激しいことを繁、税糧の滞納多きことを疲、風俗純朴ならず犯罪事件多きことを難の字でそれぞれ表現する。そしてここが郭銜の創案の秀れている點であるが、この四つの性格のうち、いくつの性格を具有するかによつてその缺の特徴を浮き彫りにしようというものである。呂耀曾の建言が、繁・簡に中を加えて合計三通りの分類法であるとすれば、郭銜のそれは四字の組合せで計十五通りの缺の分類が可能なのである。⁽²⁾

郭銜は督撫をしてこの四字に従つて管轄の缺を分類登録せしめ、その登録によつて人事移動を行おうという。即ち、

臣愚請。除雲南廣西題定煙瘴調補者。仍照舊例外。凡直隸各省。俱請。勅令各省督撫。先將各屬州縣。一一

査核的確。委係衝繁疲難四等之地。或專。或兼。或四者俱全。分別註明。造冊題達。其簡僻易治者。一概著爲常缺。則凡天下之州縣。固已較若列眉矣。再請。飭令吏部。凡初任銓選州縣。悉於常缺掣籤。所有四等要缺。令該督撫。於現任州縣內。酌量人員。與四等中何地相宜。題明調補試用。俟試看一二年內。如克勝任。再行題准實授。

これが雍正帝をして「從つて未だこうまで深く考え及んだ者はなかつた」と殊批を賜わつた郭銜の建議である。全國の缺をその特徴によつて四字で分類し、一目瞭然、その缺の性格を象徴せしめるこの方法は、全く雍正帝の御意になつたものであらう。殊批諭旨で「吏部に命じて議覆せしめることにした」といつているが、その具體化は、雍正九年十二月になつて吏部の議覆を裁可して實施に移された。郭銜の建議からはかなりの歳月を経ているが、この間に吏部と全國督撫との間を、缺の性格をめぐつての文書が往返したことであらう。この期間中でも、實質的にはすでに外補の制に基いて地方官僚の銓選が行われていたことは、前述した呂耀曾の摺奏にたいする雍正帝の殊批諭旨が語ると

ころであるが、雍正九年十二月戊申の敕諭で、四字による缺の登録をふまえて、この制が法文化されている。

雍正實錄九年十二月戊申。嗣後。除道府員缺。係請旨補授。竝沿海沿河苗疆。一切應行題補之缺。仍照例遵行外。其同知通判知州知縣內。經督撫冊報。係衝繁疲難四者俱全。或兼有三項之缺。最爲緊要。請令各該督撫。於見任屬員內。揀選熟練吏治品級相當之員。具題調補。所遺之缺。歸部銓選。

ここで道員・知府が「請旨補授」するものとされ、沿海・沿河・苗疆の員缺が「題補」⁽⁴⁾によるとされているのは暫くおき、同知以下知縣に及ぶ各缺は、四字・三字缺を督撫により「具題調補」せしめ、それによつて生じた空缺を部選の月官によつて補充しようという規定である。雍正九年當時の缺の登録については、會典にもその記載がなく、今となつてはその詳細を知りえないが、四字・三字の緊要の缺が極めて少かつたことは、前引の實錄が次のようにつづけているので知ることができる。

至衝繁疲難四項內兼有二項以及專有一項之缺。據各省冊報。十居八九。若概在外題補。恐外省調缺太多。見

任屬員内。不敷揀選調補之用。應照例歸於月分陞遷。

即ち、四字・三字の缺は、全體の一割程度を占めるにすぎなかつた。なおこの文によつて外省で具題調補することになつた缺が、「調缺」と呼ばれていることを知ることができる。これにたいして「月分陞遷」即ち月選に屬する二字・一字の缺は、後に「選缺」と呼ばれるようになる。

最後に、各省に派遣されている試用人員が補せられる「留缺」についての規定が右の引用文につづいてゐる。

再各省丁憂病故。在外所開之缺。向來扣留。知照督撫。將試用人員委署。今衝繁疲難既經分別。則在外所開缺内。如係四項俱全。或三項兼者。請照例扣留。令該督撫。將見任屬員。選擇調補。所出之缺。將試用人員署理。其不兼四項三項之缺。歸部銓選。

即ち、從來まで丁憂と病故による缺出は、部選の人員をもつて補うことなく各省で扣留し^{「留」}、試用人員をして委署せしめてきたが、今後はそれが四字・三字の調缺である場合には、督撫をして現任屬員中より具題調補せしめ、その調補によつて生じた缺出を試用人員によつて委署せしめ^{（て後實授し）}、それが二字・一字の缺であつた場合には、

部選の人員で補うという規定である。

以上が雍正九年の缺登録による外補の制の内容である。これを繁簡にその人を得るといつた最初の趣旨からみると、四字・三字の調缺は、その缺出の理由如何にかかわらず、全て督撫によつて現任屬員中より具題調補され、これらの繁缺には、常に官僚現役組の地方實務経験者とその任に當ることになり、逆に實務経験をまたない部選の月官は、二字・一字の選缺あるいは調補によつて遺つた缺（調補遺缺）から地方行政事務に携わることになり、また各省に配置されている試用人員も、月官同様に實務未経験者として、四字・三字の缺出が丁憂・病故による場合の調補遺缺に委署されることになつたのである。これらの調補遺缺は、調缺が全體の一割しかなかつたこの時の登録では、二字・一字の選缺であつたと考えられるから、實務未経験者たる月官・試用人員は、いずれにしろ二字・一字の選缺＝簡缺から政治の實務に携わり始めることになつたわけである。

三 題缺の制定と外補の法制化

雍正帝の創始した外補の制は、次の乾隆帝の手によつて、

さらに體裁を整えた。「題缺」の制定がそれである。

乾隆十三年十二月に全國の缺の登錄替えが行われているが、この時の規定を手懸りに題缺の性格を採つてみよう。

乾隆實錄十三年十二月丙午。大學士九卿議覆。……
臣等以各省所定道府同知通判州縣繁簡之處未允。又直隸州知州。向不歸部選。應分別更定。請交各省督撫妥議。今據各該督撫。陸續將員缺。詳酌更定具題。

雍正九年の登錄が、この乾隆十三年の改定でどのように變えられたのか、缺の登錄は嘉慶會典の記載をみるまで正式の史料はなく、見當がつかかねる。あるいはこの時の登錄は、直隸州知州の場合にみられるように、外補の缺の削減傾向をもつたものかもしれない。⁽⁵⁾

この時の登錄替えて、外補の制は次のように規定されている(前引)
(實錄)

請。嗣後應題缺出。必本任內歷俸五年以上。應調缺出。亦必本任內歷俸三年以上。方准揀題。如無合例之人。即請旨揀發。……從之。

この時の規定は「應題缺出」(題缺)「應調缺出」(調缺)への揀選題補の資格を、それぞれ歷俸五年・三年以上と規定

し、雍正外補の制をさらに規格化したものであるが、ここに出てきている「題缺」は、乾隆會典則例のこの時の規定の條文では、次のように記載されている。

乾隆會典則例八部吏部・遴選三「知府州縣等官閑俸升調」。
乾隆十三年議准。守令各員內。凡有應題員闕。必本任內閑俸五年以上。方准題升。應調員闕。必本任內閑俸三年以上。方准題調。

即ち、調缺の題調に對して、題缺は題陞がゆるされる缺であることが、この會典の規定から明かである。即ち、調缺が調補||同一品級のレベルにおける横すべりをゆるす缺であるのに對して、題缺は陞補||下級からの陞任をゆるす缺である。題陞の缺たる題缺が會典に出てくるのは、乾隆四年の次の條文が最初である。

乾隆會典則例八部吏部・遴選三「調缺准酌量題升」。
乾隆四年奏准。各省應題之缺。知縣以上官員。其原繫例應題補。及煙瘴地方。均准升調兼行。不拘一格。聽該督撫酌量具題外。其餘一切應行調補之員。令該督撫。照例於屬官內。對品改調。不得濫行奏請升用。若該省實無可調補之人。而屬員內果有才守兼優政績卓著者。於疏

内。將無可調補必須題升之處聲明。由部察明與例相符。令其送部引見。應否其升用。恭候欽定。

この規定の大意は、次のようになるであらう。「各省の題補すべき缺および煙瘴地方の缺は、陞補・調補のいずれを行つてもよく、いずれか一方に拘らず、督撫が酌量して題請するを許す。しかし、調補すべき缺に對して、陞補しようという場合には、對品改調すべき適任者がなく陞補を行わざるをえない理由を疏内において明かにし、吏部によつて成例に合致していることが確認されたならば、引見の上最終的に決定する。」即ち、題缺という名の缺は陞補と調補と兩者を含むが、調缺という名の缺は調補が優先し、已むを得ぬ場合に限り陞補が認められる缺であると考えられるのである。

會典の條文では、この乾隆四年の規定が初出なのであるが、この條文の存在如何にかかわらず、すでに雍正時代から、地方督撫による調缺への題陞は、現實には行われていたのである。「要地に人材を迎えるためには、陞遷の遲速や則例に拘泥する必要はない」(雍正硃批諭旨一〇・田文鏡八年五月初三日硃批諭旨)と考へていた雍正帝のもとにあつては、調缺に調補すべき

人材を見出しえない時には、下級の官僚からでもその人材を、拔擢して陞補することが行われたのである。その例は雍正硃批諭旨に屢々みられるが、しかし、雍正時代には「題調」と「題陞」とは等しく「題補」と呼ばれており、その區別はまだ嚴密には行われていない。やがて調缺のうちのあつるものが、前引乾隆會典則例に規定する「調缺准酌量題升」する缺としての題缺に分離してきたものと考えられるが、特にこれが題缺として分離・固定化していつた理由や過程は、これを詳かにすることができない⁶⁾。しかし、先述のよう⁴⁾に調缺が規定される前までは、陞補も全て月選を通じて操作されていたのであり、この「在外題陞」の出現も恐らくは雍正九年の外補創始の後のことなのではあるまいか。雍正硃批諭旨一〇・田文鏡・十年七月初四日。凡督撫題陞文員。亦必選取合例。然每於不合例之員。因其才⁵⁾有可用。即於疏尾。將伊任內參罰各案。查出聲明。候旨定奪。每蒙皇上不拘成例。量才拔用。

右によつてみるに、雍正十年ころには、すでに題陞の資格に「成例」のあつたことが知れる。題缺の調缺からの分離もこのころのことであらうか。

ともかく、題缺は雍正時代の不文律的慣行が、乾隆時代に入つて「奏摺政治の法制化」(東洋史研究十五ノ四・宮崎市参照)とともに、にわかに律文化されて前記乾隆會典則例の規定となつたものであろう。

往々にして法律的條文などというものは、それに先行する既成事實があつて、それを條文化するにすぎないものかもしれないが、しかし、一度條文化された事實は、今度は獨立して一つの事實として運用されることになる。この意味で、題缺の條文化は、中國の銓選史上に大きな意味をもつものであると考へねばならない。それは次のような理由による。

これまで個別的に一つひとつ吏部に直結していた各級の員缺は、雍正帝が繁簡に人材を得ようという觀點から調缺を設けるに及んで、各級ごとに横の連絡がつけられたのであつた。しかし、そこで行われた題陞なる異例の措置を乾隆帝が題缺の制定によつて條文化したことは、さらに各級の員缺に縦の連絡をつけることになつたのである。外補の制は、この時からこれまでの吏部を媒介とする銓選體系とは別個に、それ自身で完結する體系をもつた官僚陞進のル

ートたる意義を賦與されることになつたと考えられるからである。

む す び

宋代以來の近世中國の歴史は、獨裁君主と科擧出身官僚の朋黨との葛藤でその一面を彩られるといわれるが、明代の掣籤の法の創始は、權貴の請托を排して朋黨の暗躍を封じた點では、獨裁君主權力浸透にとつて一步前進であつた。しかし、前述のように、そのために適材適所主義が失われ、惡平等を生じた點では、實際政治にとつてマイナスであつた。

雍正帝の創始した外補の制は、かかる歴史的背景の上に、なおそこに適材適所主義を織りこんでいくことを目的に始められたのである。官僚の人材としての適否を、その官界における實務經驗量の多寡によつて推し測ることを骨子とする外補の制は、朋黨の弊を封じつつも、なお實際政治の效果的運用をはかりうる點で、前代以來の歴史的課題を見事に解決したものとといえるであらう。

また、本稿では割愛したが、これまた宋代以來の歴史的

課題である、如何にして科擧出身官僚に、地方政治に對する實務的素養を附加していくかという問題も、實務未経験者を全て簡缺に登庸し、その在任中にこの素養を培うことにさせた結果、外補の制實現によつて解消したのもといえるであらう。

かかる意味で、雍正帝の創始した外補の制の出現は、中國近世の銓選史上に一つの頂點を劃したものと見える。

外補の制は、乾隆帝の題缺法制化によつて、さらに體裁を整えた。乾隆十六年、明代から行われてきた「行取知縣の制」を永遠に停止するという勅諭は、かかる外補の制完成に對する乾隆帝の宣言文でもあつた。

乾隆實錄十六年五月壬戌。諭。向例直省知縣。三年行取一次。……蓋此制始於前明。其時專重資格。按俸選轉。不得不以部用一途。疏通壅滯。而亦銓部漁利之一途也。今則直省州縣。定缺陞調。其途甚廣。凡有才

能傑出之員。督撫無不保題擢用。常有要缺懸待。……

所有知縣三年行取一次之處。著永行停止。

「缺を定めて陞調を行い、才能傑出した人材のためには、要缺が常に待ちうけている」外補の制に對する絶對な信頼

と誇りとが溢れている乾隆帝の宣言と受けとつてよからう。

乾隆十八年、帝はかかる外補の制が如何に運用されるかに採りをいれてみた。即ち、全國各省の同知・通判・知州・知縣にして、本任歷俸十年以上の者を、督撫に命じて考語(勤務評定)を附せしめ、京師に送らせて引見したのである(乾隆東華續錄十八)。帝の考えはこれら十年勤務の者の中には「誠實ではあるが地味(悃悃無華)で、上司の知遇を得られず、故なくして冷遇されているものがあるのではないか。引見の結果によつては、數人の拔擢者をもつて、私情にとらわれて眼が曇つているかもしれない督撫に警告してやろう」というにあつた。引見は三年の歳月を費して、乾隆二十二年におわつた。その結果は如何であつたか。

乾隆東華續錄・二十二年九月丁巳。諭。……乃數年來。陸續引見各員。多屬尋常供職之人。求其才猷出色者甚少。類皆庸庸者流。適膺簡僻小邑。得以藏拙。故可姑容。其至十年之久者幸耳。

結果は乾隆帝をすこぶる満足させたらしい。三年かかつて引見してはみたものの、たまたま無難な簡缺に任せられたので檻穽は出さずにすんでいるが、さもなければ、十年

とはとても勤まるまいと思ふような凡庸な官僚が、次々と彼の前に跪いたからである。乾隆帝の督撫不信は杞憂におわつたのである。帝は最初に考へていた「本任歷俸十年引見之例」の必要を自から否定し、その施行を停止してしまつた(前引東華續錄)。しかし、この措置が、極めて早計に失するものであつたことは、後世史家の批判を待つまでもなく、乾隆帝自身がその晩年に思い知つたであろう。この直後清朝の銓選は捐納の開始によつて混亂し、乾隆末年にはすでに數々の朋黨が跋扈し、救い難き様相を呈したからである。

顧るに、雍正帝が月選の缺陷を補むんとして創始した外補の制は、乾隆帝の手によつて條文化されて完結したのであるが、各級の官僚を調缺で横に結び、題缺によつて縦に陞進の道を開いたこの銓選體系は、その頂上に總督・巡撫を据え、布政・按察の二使をその下に配するならば、後は道員から知縣におよぶまで末廣がりになる一つのピラミッドである。しかもこのピラミッドは全國十八省に一つずつある。官僚にとつては死命を制せられてゐる銓選面において、自己完結的な性格をもつこの十八の小型ピラミッドを一點にまとめて、獨裁君主を頂點とする全國的な大ピラミ

ッドに繋ぎとめておくものは何であつたか。いふまでもなく、それは雍正帝の創始にかかる「奏摺政治」であつた。奇抜な臣下との「親展狀」の往來によつて、この獨裁君主は、全國の官僚を一人ひとり自からの權力に直結し、これを指導し願使してゐた。

しかし、乾隆時代以後の奏摺政治の「法制化」は、次第にその神通力を失ひ、歴代の天子を惱ませる代物にかわつていつた。乾隆帝は即位の初め、終日硃筆で奏摺に細書し、その當否を臣下に諮詢すること日に十餘次に及んだという(江北公先生遺集所收卷施閣文甲集第十續極言時政啓)、嘉慶帝は即位の四年目に、知府と同知から密摺封奏の權を採りあげてしまひ(皇朝續文獻通考卷一三四・嘉慶四年條)、さらに道光帝は連日到来する奏本・題本に力盡きて、ついには奏摺の點・畫の誤りを朱筆で抹出して情面を糊塗したとさえ傳えられる(郎潛二筆卷一一)。

かくの如く歴代の天子を惱した奏摺も、その源はといへば、外補の制と關係があつた。

皇朝經世文編卷一五・李紱「條陳用人三法劄子」。臣任吏部時。月選州縣。多者五六十人。少亦二三十人。不過月具一疏。而月選之事已畢。至於揀選分發。則一

疏變爲百疏。毎官一員。初至委署試用者有疏。期滿實授有疏。繁簡衝僻試用不宜。故爲改調。以示察吏之勤。又有疏。候補者多。嚴加澄汰。或改教職。或送回吏部。又有疏。毎官用三四疏。舉從前一月所選數十人一疏可畢者。今百疏猶不止也。

外補の制によつて、地方行政の萬全をはかるうと期すれば、それに伴つて、奏摺の數は老大となる一方。奏摺の激増は、天子を奔走せしめ、奏摺を單なる前例に則して處理せしめる結果となる。かかる二律背反的關係の中で、奏摺政治は法制化し公式化していつたが、同時にそれは、各直省十八の小型ピラミッドが、獨裁君主を頂點とする大ピラミッドから解き放たれて、それぞれに勝手の方に動き出していつた過程でもあつたのである。

註

(1) 寄憑の法について

その内容については、康熙會典卷八・吏部「漢缺選法」参照。またその弊害については、康熙實錄八年三月己亥の條参照。

(2) 缺の登錄について

衝・繁・疲・難の四字の組合せは、十五通りであるが、その他に「無字缺」という最も簡僻な員缺があつたようで、これを加えると十六通りになる。

(3) 道員・知府の「請旨補授」について

本文既述のように、道員・知府も原來「月選」によつて、その銓選が行われたのであるが（康熙會典卷八吏部「漢缺推陞」参照）、雍正時代のみ「請旨補授」として月選からはずされ、雍正帝の「欽定」によつて個人的に銓選が行われた。乾隆帝は即位の直後、これを再び月選に戻している（乾隆實錄雍正十三年十一月甲子條参照）。

(4) 沿海・沿河・苗疆の員缺の「題補」について

これらの地方では、その特殊事情によつて、早くから現地の管撫の具題によつて該地の宜僚の銓選が行われていた（康熙會典卷九吏部「委署題補」参照）。

(5) 員缺登錄の公式記録は、嘉慶會典記載のものが、最初のもののようである。ただ、乾隆五十三年の自序をもつ洪亮吉「乾隆府廳州縣圖志」五〇卷（洪北公先生遺集所収）には、各府州縣について、衝・繁・疲・難の分類を附記している。乾隆十三年に行われた缺の登錄から、さして變更もされておるまいと考えられるので参照せられたい。なお、この圖志の記載を纏めたのが次表である。

	府	州	縣	
外補	四字缺	27	1	59
	三字缺	67	28	252
部選	二字缺	48	30	428
	一字缺	21	4	328
缺	無字缺	0	4	373
	その他	13	1	20

(6) 調缺と題缺について

本文で題缺は調缺のあるものが分離してきて「升調兼行」する

よになつた缺であると述べたが、嘉慶四年、すでに調缺にも「陞任」を許すようになり、事實上、兩者の區別はなくなつてしまつてゐる。

光緒會典事例卷六〇吏部「調缺酌量題升」

嘉慶四年議准。各省應調缺出。若該省實無可調之員。准該督撫將實無可調必須題升之處。於疏內聲明。如有遺漏聲敘。吏部查明題升之員。一面議准。一面將該督撫隨本查議。

(7)「行取知縣」について

明代では、推官・知縣の如き外官から給事中・御史などの京官に拔擢することを「行取」といつた(明史卷七一選舉志三參照)。清朝でもこれを模して行つたが、康熙四十一年、滿洲・漢軍出身者に比べて行取された漢人知縣の陞進が速すぎるという異議があり(清稗類鈔・爵秩「行取知縣」參照)、康熙四十四年から行取知縣は主に六部主事に補用することになつた(光緒會典事例卷五六「行取知縣」同年條參照)。雍正時代には、ほとんど行われなかつたが、乾隆元年これが復活され、三年一次舉行、歷俸三年以上にして參罰事故なき正途出身知縣から、吏部により大省三人・中省二人・小省一人の割で、また各督撫により歷俸三年以上にして、才能出來の正途出身知縣から、參罰事故の有無にかかわらず、同じ割合で具題請旨させることにした(前出光緒會典事例同年條參照)。しかし實際には吏部の行取する者は、參罰事故なきことという條件に妨げられて、多くは簡缺で事なきをえた無能力者であり、督撫は有能なる知縣を發下から手離すことを惜んで名目的に無能力者を題請して責を塞ぎ、現實には「行取知縣」は實効を擧げえなかつた。

昭和三十三年度京都大學大學院文學研究科
東洋史關係講義題目
(學部共通は省略)

東洋史

研究 明朝と蒙古滿洲との關係

研究 兩唐書吐蕃傳の研究

演習 雍正硃批諭旨の講讀

演習 雍正硃批諭旨による史料蒐集

演習 續資治通鑑長編講讀

演習 中國中世思想史研究

演習 元典章講讀

演習 西周金文の研究

演習 唐律疏義の研究

演習 元朝秘史の研究

演習 考古學

研究 古鏡の研究

研究 佛教美術の研究

演習 支那哲學史

演習 桓寬 鹽鐵論

演習 中國語學中國文學

演習 杜詩

演習 說文解字注

田村教授

佐藤助教

宮崎教授

宮崎教授

佐伯教授

塚本教授

安部教授

貝塚教授

森村教授

岩村教授

樋口助教

水野教授

重澤教授

吉川教授

小川教授

教授

The “Clerk” System in the Early Days of Yüan (元)

Takeshi Katsufuji

The examination system ceased to exist during a period of about eighty years in the early period of the Yüan dynasty, following the destruction of Chin (金). This led the traditional literati to look for patronage of the military for promotion from the status of a “clerk” to that of an “official”, while some of them were inclined to devote themselves to literary activities instead of entering government service under the Mongols.

Darayavau and Auramazdāh

Toshiyuki Etani

The present paper is a study of Dārayavau- I, a great ruler of ancient Persia under the Haxāmaniš dynasty, which succeeded in establishing the last unification in ancient southwestern Asia. The study is intended to clarify the political ideas resulting from the belief in Auramazdāh- in the light of inscriptions in Old Persian, explaining the mental and spiritual basis of this ancient empire and finding a typical example therein of interrelations between politics and religion.

The Installation System under the Ch'ing (清) Dynasty

Hideki Kondo

Monthly installation was in practice until the end of the K'anghsi (康熙) era, regulating the promotion of those Government officials who passed examinations, but the system did not work very well to choose competent personnel and to evade inefficiency in local administration. With a view

to rectifying the evils Emperor Yungchêng (雍正) sent qualified candidates to the provinces to wait for vacancies, while he appointed the experienced to more important posts and the unexperienced to less important ones. This system was called waipu (外補). Though the system assumed more consummated features under Emperor Ch'ienlung (乾隆), the actual power of installation became invested in the hand of provincial governors.

Maritime Transportation and Shipping Merchants in Ch'ing

Michiko Yamaguchi

The shipping merchants, who prospered until about the Chiach'ing (嘉慶) era, began to fall into rapid decay in the eras of Hsienfêng (咸豐) and T'ungchih (同治) due to the following causes; various restrictions imposed upon them after the Taokuang (道光) era and the competition of Western shipping merchants. The impact of activities of foreign merchants has been often explained in the light of the backwardness of China. But at the same time the governmental restrictions imposed on the Chinese shipping merchants played an important role in checking their activities. The present study is an attempt to explain the decline of the shipping merchants from the institutional standpoint.

The Choch'ienhu (捉錢戶) in T'ang (唐)

Hiroo Yokoyama

Though the T'ang officials were, as a rule, paid out of the land tax income, this system began to fail because of the shortage of revenue. Consequently, a new source of revenue called Kungchieh pêngch'ien (公廨本錢) was set up to patch up deficiency in the pay roll by expending the interest therefrom, and later the new tax which was thought as a temporary measure came to assume a more important feature in the taxation system. Choch'ienhu is a name given to the household which was given the privilege of borrowing the Government funds and owed the obligation to pay interest.